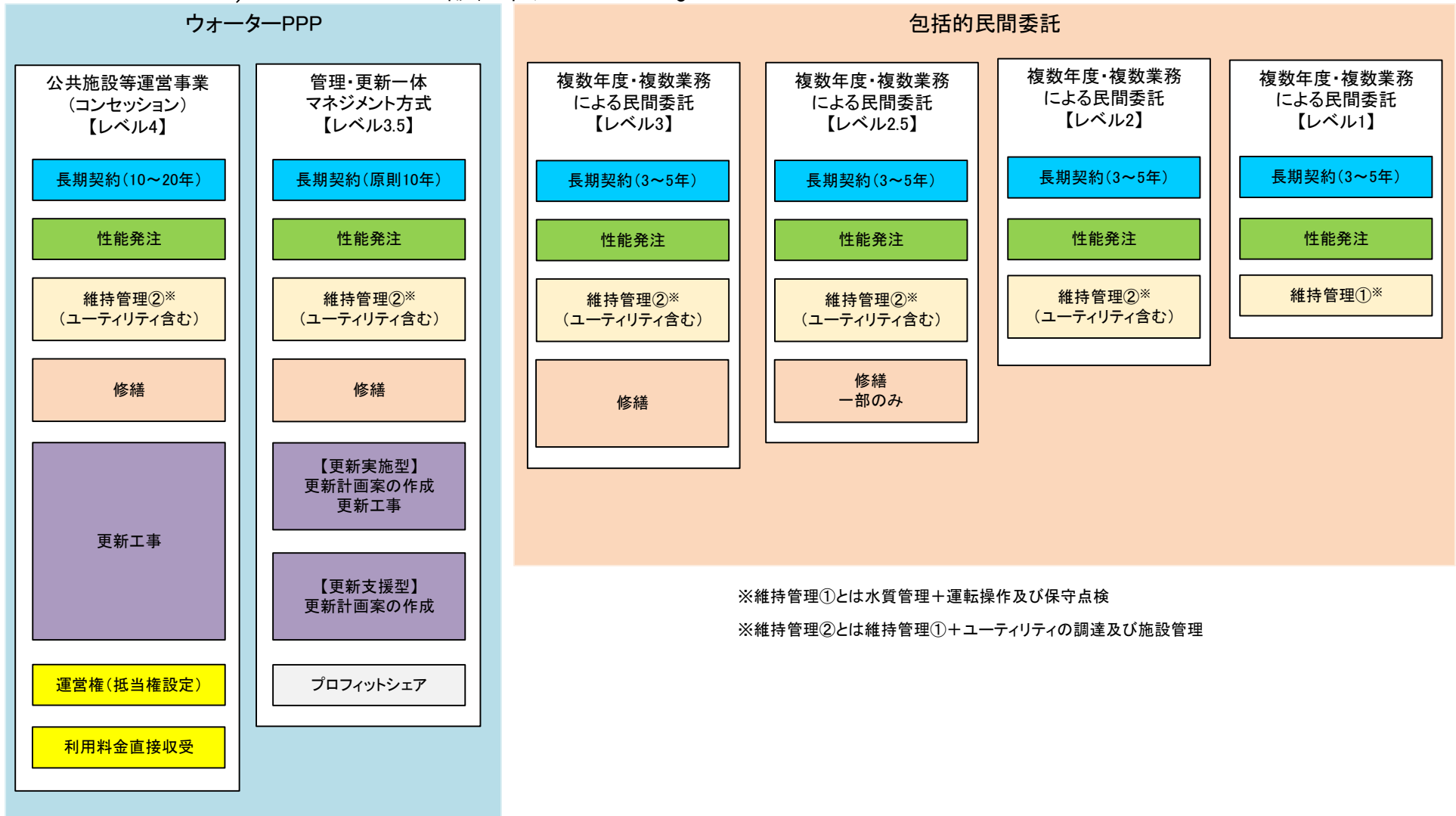


2. 水の官民連携（WPPP）とは

2-1.水の官民連携（WPPP）の概要

官民連携方式の1つで、委託範囲によりレベル分けされているもののうち、レベル3.5、レベル4に該当するもの。



レベル3.5の4要件

- ①長期契約（原則10年）、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェア

2-2.水の官民連携（WPPP）の4要件

①長期契約

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、**原則10年とする。**

②性能発注

- 性能発注を原則**とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
(性能規定の例)・処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
・管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者委ねる。)

③維持管理と更新の一体マネジメント

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「**更新実施型**」と、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「**更新支援型**」を基本とする。

④プロフィットシェア

- 事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、**プロフィットシェアの仕組みを導入**すること。(更新支援型の場合、プロフィットシェアは可能な範囲で採用する。)

(プロフィットシェア^{*1}の例)

- ①契約時に見積もった工事費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする。
- ②契約時に見積もった維持管理費が、企業努力や新技術導入等で削減した場合、削減分を官民でシェアする^{*2}。

ケース	工事費	維持管理費	LCC削減(プロフィット)		官	民
①	2削減		2	▶ プロフィット シェア	1	1
②		2削減	2		1	1

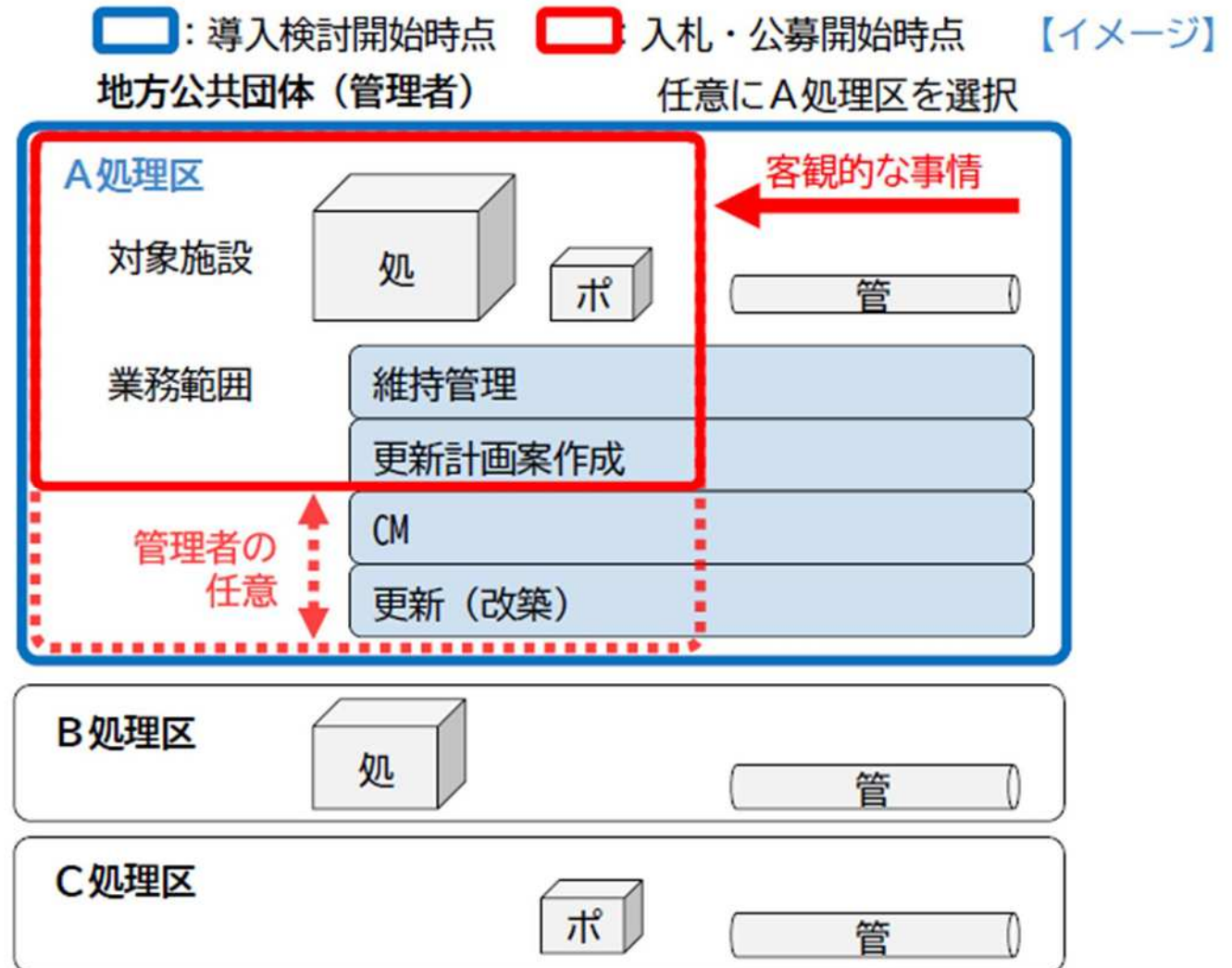
*1:プロフィットシェアの仕組みとしては、契約後VE等を想定。

*2:「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6 日本下水道協会)によれば、ユーティリティ費(使用量)や修繕費が削減されたときでも削減分を清算しない事例が多い。

2-3.水の官民連携（WPPP）におけるスキーム選定

- ・スキームの検討について、まずは少なくとも一つの処理区を検討する。
- ・入札・公募の開始時点で、対象施設・業務範囲の設定が処理区のすべての施設等ではない場合、**客観的な情報**に基づいて説明が必要。

※客観的な情報：市場調査の結果等



2-4. ウォーターPPPにおける想定される受託者

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型			
効果・ メリット	—	<ul style="list-style-type: none"> ●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる) 	<ul style="list-style-type: none"> ●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ●対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる 	<ul style="list-style-type: none"> ●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある ●官出資を行う場合も、次期以降について適宜の見直しや、その際の競争性に留意が必要

3. 導入方針（案）

3-1. 想定業務範囲

芦屋町下水道事業（污水）では、**レベル3.5**の導入を想定している。

地方公共団体(管理者)

民間事業者等

下水道法上の最終責任
公権力行使

民間委託できない

モニタリング
交付金の事務手続き
計画策定
災害対応

基本的には民間委託になじまない
※案の作成等、協力や支援を民間委託することは可能

利用料金直接收受

更新の発注業務の委託

設計・積算

更新計画案作成

修繕計画案作成・実施

ユーティリティ調達・管理

水質管理、運転操作、保守点検

包括的
民間
委託

更新
支援型

更新
支援型
※CM
(コンス
トラク
ションマ
ネジメン
トまで含
む)

更新
実施型

コンセッ
ション
方式

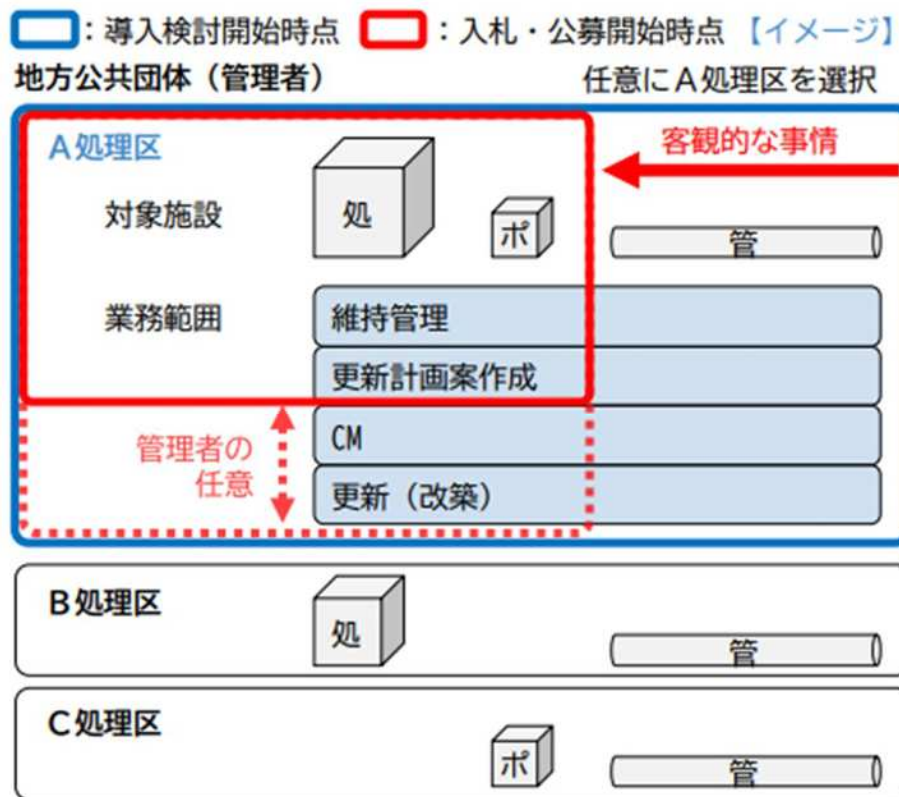
レベル1-3

レベル3.5

レベル4

3-2.対象施設と契約期間

ウォーターPPP導入検討においては、一つの処理区を選択して、そのすべての施設を対象とすることが基本となっている。



対象施設と契約期間（案）

対象処理区	芦屋処理区
対象施設 （污水）	処理場 中継ポンプ場 マンホールポンプ 管路施設
契約期間	R9.4.1～R19.3.31 （10年）

※国土交通省「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第3.0版」より抜粋

3-3.性能発注

原則性能発注だが、管路については仕様発注から段階的に性能発注へ移行することも場合によっては検討をする。





項目	性能発注による民間委託	仕様発注による民間委託
①民間企業の役割	運転主体者 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れ、基準値以下まで処理して放流するための一連の業務を提供	地方公共団体の補助者 施設の運転方法等、仕様書に記載された内容を満足するための役務の提供
②委託業務の範囲	包括的委託 施設の運転管理委託、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務、物品管理業務(消耗品、燃料、薬剤等の受発注を含む)等を一括して受託	限定的委託 施設の運転管理業務、清掃業務、設備点検業務、緑地管理業務等については、業務仕様が規定されている上、燃料、薬剤等については支給される場合が多い
③契約年数	複数年度	単年度
④委託業務遂行における自由度	大きな自由度 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則	限定的 監査への対応等のため、「下水道施設維持管理積算要領—終末処理場・ポンプ場施設編—」に定めた人員の確保を求められることもある
⑤責任分担(契約に基づくもの)	明確に規定 想定水質及び想定水量の範囲内にある下水を受け入れた場合、責任を持って基準値以下まで下水を処理する必要がある	契約書上は明確な規定少なし(「甲乙協議」等で代替) 仕様書に記載された役務の提供を行っている限り、処理水が基準値を上回っていても、責任は地方公共団体にある
⑥維持管理効率化に向けたインセンティブ	働きやすい 民間企業の創意工夫が民間企業にとってのメリットにもつながることから維持管理業務の効率化が期待される	働きにくい 民間企業の創意工夫を反映できる余地が少なく、維持管理業務の効率化は期待しにくい

※国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」より抜粋

6. 今後のスケジュール（予定）

6-1.導入スケジュールについて

現時点での想定であり、変更の可能性があります。

年度	R8				R9	
	4~6	7~9	10~12	1~3	4~	
公募仕様検討・ 資料作成						
市場調査・検討						
事業者 募集・選定						
契約・ 引継ぎ						
事業実施					